

水事業主則

争議不参加船一隻(船頭太田一夫)ノハ龍業シ航レルカ目下合所取扱
ノセメント入荷ナク業務上甚敷キ影響ナキモノ、如キモ本月十日前後一室
ラバ汽船ニシテ入荷アルヲ以テシテ述ニ解決スルカ或ハ他ノ船夫ヲ雇入ルカ之カ
対策講取中ナリ
尚希主則ニ於テハ反動団体七生取團ニ依頼シ争議團ニ對抗ヒシメントノ
討出アリタルカ大分セメント会社 芝浦倉庫 現場主任 木崎在平
ニ課止サレ中止シタル模様ナリ
右及申(通)取候也

商議

要取手項

- 一 甲子ニカスル件
船主ノ通リ振取シタル荷物ニ天災船事故ノ起リタル場合船主通リニスルコト(船主貨物ニ
申取アリタル場合船頭ニ三分一ノ負担セシメントヲ神田ノ官保ニ付レ)
- 二 油ノ件
船主ハ船中四日用ヨリセメントレ一樽ニ付六金乃至七金ノ月キ取ルヲ会社ヨリ
取下六分ヲ支給スルコト
- 三 常用ニ要スル件
会社ヨリ上述船頭取扱ニ受取リセシメスルコト
- 四 定期仕込ニ要スルコト
船主マデ月二回ニ行ヒ取ラ月三四ニスルコト 他レ一四二四四トシ月十日、三十日
三十日三四ニ現在仕事中ノ要キ船人ハ月末日乃至於仕立文給シ航ルヲ缺ノ後八月
末十回トシメ破取ニ行コト
- 五 水事勤預者ノ取手ヨリ洗制預金(他ノ未支預金) 連日取算スルコト 且支給スルコト
- 六 労働員銀並ニ船頭私荷物ニ關スル件
水事勤預者ニ他力凡四部船ヲ且山崎支操縦シ七十日支給シ取タルニ(水事勤預者
船ノ命係リ) 且、船員金ヲ支拂ハズ 連日支拂コト
- 七 早手 積取(ハナント)ナルカ故ニ兩岸場レト及船主ノキ為メ兩端ニシテセメントレ、団体シ
タル故、神田方ニシテ連日支拂ノコト